

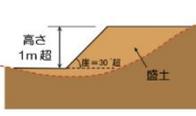
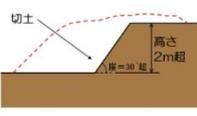
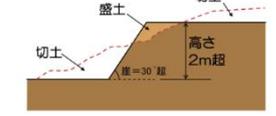
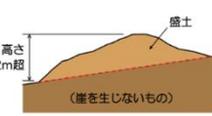
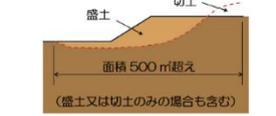
資料 4 盛土規制法で規制の対象となる行為

規制の対象となる行為

千葉県宅地造成等工事規制区域指定後に、下記の盛土等を行う場合は、あらかじめ千葉県知事の許可が必要となります。

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

(例) 宅地造成、残土処分場、太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

<p>①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が一部でも30cm超となるもの(①～④を除く)</p>
				

(注意)「崖」とは、地表面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

(例) 土石のストックヤードにおける仮置き 等

<p>⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの</p>	<p>⑦最大時に堆積する面積が500㎡超、かつ、地盤面と土石の表面との標高差が一部でも30cm超となるもの</p>
	

<適用除外となる行為>

道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等(法第 2 条、政令第 2 条、省令第 1 条)については、盛土規制法は適用されません。

また、災害の発生のおそれがないと認められる工事(政令第 5 条、省令第 8 条)は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

(例)

砂利採取法による認可を受けた工事

国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など